

取締役会における検討結果

取締役会は、以下のとおり検討した結果、対象者3名のいずれにも責任は認められず、不提訴とすることを決定しました。

なお、不提訴を決定した対象者3名に関しては、会社法第847条第4項に基づき、本日、当社の個人株主20名の代理人へ通知書を送付します。

1. 対象者

現取締役監査等委員3名（田村 典正氏、野曾原 悦子氏、小谷 典子氏）

2. 調査方法

取締役会は、対象者3名の責任の有無に関し、独立した利害関係のない立場にある社外弁護士事務所に調査を委託のうえ、関係資料の分析や対象者3名へのヒアリング等を行いました。

3. 調査結果

対象者3名については、当社と関西電力株式会社との間の情報交換等に直接関与した事実はなく、当該情報交換等に関して、他の取締役および使用人の業務執行の適法性につき疑念を差し挟むべき特段の事情も認められないため、関与または黙認はないものと判断しました。

また、内部統制システム構築・運用義務違反は認められず、リニエンシーを申請しなかったことについても任務懈怠は認められないものと判断しました。

以 上